

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

## 告 示

### 北海道告示第314号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）47台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
  - (2) 調達台数及び調達予定枚数  
47台及び1か月当たり1,609,000枚（47台分の調達予定枚数）
- 2 落札を決定した日  
平成21年4月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
  - (2) 住所 東京都港区港南2丁目16番6号
- 4 落札金額  
基本料金 一式 0円  
複写料金 1枚当たり 63銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成21年2月24日付け北海道告示第126号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

### 北海道告示第315号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

八雲食肉衛生検査所の項中「株式会社坂本商事函館工場」を「名北ミート株式会社函館工場」に、「株式会社坂本商事」を「名北ミート株式会社」に改め、紋別保健所の項を削る。

### 北海道告示第316号

## 目 次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(総務業務センター)	41
○と畜場番号の指定の一部改正……………	(健康安全室)	41
○土地改良区の役員の就任の届出……………	(農業支援課)	41
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	42
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	42
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………	(農業施設管理課)	42
○土地改良事業の工事の完了の届出……………	(農業施設管理課)	42
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の一部改正……………	(水産経営課)	42
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	42
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	43
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	45
○知事権限に係る保安林の指定目的の変更の予定……………	(治山課)	45
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	45
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	46
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	46
○土地収用法による収用又は使用の手続の開始……………	(建設部総務課)	46
○建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………	(建設情報課)	46
○浄化槽法に規定する浄化槽工事業登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………	(建設情報課)	47

### 支 庁 告 示

○貸金業法の規定による貸金業務の停止処分……………	47
---------------------------	----

### 道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	47
------------------------	----

### 道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	47
------------------------	----

### 道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	48
----------------------	----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、音更町土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成21年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成21. 4. 13	理 事	寺 山 憲 二	河東郡音更町雄飛が丘南区2番地10

#### 北海道告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成21. 4. 14	南るもい土地改良区
同	網走川土地改良区
同 21. 4. 15	音更町土地改良区

#### 北海道告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（たいせつ東地区地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ排水、区画整理、農業用排水施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年4月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1

項の規定により、せたな町の行う土地改良（目名地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用排水施設））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成21年4月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、厚沢部土地改良区（南館1地区災害復旧〔農業用施設〕）事業の工事を平成21年2月25日に完了した旨の届出があった。

平成21年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道告示第321号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中積丹・美国・古平加入区の項の次に次の1項を加える。

古宇郡加入区 古宇郡神恵内村及び泊村一円

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中神恵内加入区、盃加入区及び泊加入区の項を削る。

#### 北海道告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町東静内374地先・173・176・177（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、381
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第323号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市木直町632（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町字砂川48の3・91・92・93の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、51、94の1

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町字宮越332の1・332の16・332の22・

333の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡せたな町大成区貝取潤191・191の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字磯谷町島古丹211の2地先・223・224・227から230まで・235から237まで・243から246まで・249・294・295・468・469・473・474・522・1130・1131・1136・1137（以上1筆地先25筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 赤平市住吉町839の1（次の図に示す部分に限る。）、824の1から824の5まで、839の5、840の1、840の2

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 歌志内市字西山43の1・44の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 雨竜郡幌加内町字下幌加内4319の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字宗谷村字宗谷185地先・186地先・255地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字大谷475（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

11(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字上興部290（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

12(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字旭95の2から95の4まで・96の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

13(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町旭町三丁目80（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

14(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町湯沸438地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
 (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第324号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 室蘭市崎守町338（次の図に示す部分に限る。）  
 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備  
 3 解除の理由 港湾施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第325号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする予定である。  
 平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除 除  
 (1) 解除予定保安林の所在場所 函館市中道1丁目30の1、35の1、36の1  
 (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存  
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 指定  
 (1) 保安林予定森林の所在場所 1の(1)と同じ  
 (2) 指定の目的 公衆の保健  
 (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第326号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
 平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）  
 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備  
 (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）  
 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第327号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第328号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を寿都町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成21年北海道告示第323号のとおりである。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

寿都郡寿都町字磯谷町島古丹223、227所在の森林について所有権を有する

能登谷 明 美

**北海道告示第329号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路・釧路IC（仮称）から別保IC（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事
- 3 手続が開始される土地
  - (1) 収用の手続が開始される土地 釧路市北園及び昭和地内
  - (2) 使用の手続が開始される土地 なし
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 釧路市役所

**北海道告示第330号**

昭和47年北海道告示第1290号（建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正する。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 建設業者提出書類閲覧所の場所の項中「室蘭市幸町9番11号」を「室蘭市海岸町1丁目

4番1号」に改める。

### 北海道告示第331号

昭和60年北海道告示第1693号（浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正する。

平成21年4月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所の項中「室蘭市幸町9番11号」を「室蘭市海岸町1丁目4番1号」に改める。

## 支 庁 告 示

### 北海道石狩支庁告示第10号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の第1項規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年4月24日

北海道石狩支庁長 内田 幹 秀

- 1 住 所 札幌市白石区平和通2丁目南6番34号  
エスカイア白石第二601号
- 2 商号又は名称 日本不動産ローン株式会社
- 3 代表者名 齊藤 健次
- 4 登録番号 北海道知事(1)石第03026号
- 5 業務停止の期間 平成21年4月14日から同年5月13日までの間の30日間
- 6 業務停止の範囲 新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。  
ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

## 道 立 衛 生 研 究 所 告 示

### 北海道立衛生研究所告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年4月24日

北海道立衛生研究所長 長 井 忠 則

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
(1) 名 称 重油（J I S 1種1号）1リットル当たりの単価  
(2) 数 量 調達予定数量 1,100,000リットル
- 2 落札を決定した日  
平成21年3月23日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 北海道エナジティック株式会社  
(2) 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- 4 落札金額  
38円
- 5 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示  
平成21年2月10日付け北海道立衛生研究所告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課  
(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目

## 道教育庁実習船管理局告示

### 北海道教育庁実習船管理局告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年4月24日

北海道教育庁実習船管理局長 川 端 道 隆

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量  
船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 975,000リットル
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月16日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 道南石油株式会社  
(2) 住 所 函館市大町9番20号
- 4 随意契約に係る契約金額  
船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 1リットル当たりの単価 52.0円
- 5 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

6 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第121号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年4月24日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 3,468着

警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,636着

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成21年8月28日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(4) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。

(5) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年4月24日（金）から5月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間に提出すること。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成21年6月5日 午後1時30分（送付による場合は、同年6月4日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、3の(1)のウに申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）において閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

- A The nature and quantity of products to be procured :  
a Male police officer's summer shirts with long sleeves, 3,468 pieces  
b Male police officer's summer shirts with short sleeves, 1,636 pieces  
B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., June 5, 2009  
(in case of mail, the necessary documents must be reached by June 4)  
C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department,  
Hokkaido Prefectural Police Headquarters  
Address : Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236
-

